

償却資産の申告を忘れずに！

☎税務課固定資産税係 ☎22-1313

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産（事業用資産）も課税対象になります。事業を営む目的で機械や備品などの資産を所有している、または市内事業者に資産を貸し付けている個人・法人の方は、地方税法の規定により、1月1日現在の所有状況を申告しなければなりません。固定資産台帳や減価償却費内訳表などを必ずご確認の上、期限までに申告書を提出してください。

昨年申告された方には申告書を郵送していますが、用紙が届いていない方や新たに事業を始めた方はご連絡ください。償却資産を所有されていない方は「該当資産なし」として申告してください（申告書備考欄に記入してください）。

●申告期限 1月31日(水)

●よくある質問

Q. 個人でも申告する必要がありますか？

A. 個人・法人にかかわらず、不動産賃貸業や農業など、事業を営み、資産がある場合は申告が必要です。

Q. 申告対象となる資産が何か分かりません。

A. 減価償却資産明細書または固定資産台帳をご確認ください。申告対象となる資産は、その中から固定資産税が課税される家屋、自動車税および軽自動車税が課税される自動車などを除いたものにおおむね一致します。

Q. 資産に増減がありませんが申告は必要ですか？

A. 資産に増減がなくても、毎年申告書の提出は必要です。備考欄に「試算の増減なし」と記入して申告してください。

Q. 古い資産で減価償却が終わっていても申告が必要ですか？

A. その資産を事業用として使用している限り固定資産税の対象になりますので申告が必要です。評価額の最低限度は取得価格の5%です。

Q. 太陽光発電設備も、申告が必要ですか？

A. 10kw以上の太陽光発電設備は、申告が必要です。

●償却資産の対象となる主な資産例（業種別）

業種	資産の名称
全業種共通	受変電・自家発電・太陽光発電等の電気設備、中央監視装置、屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装(アスファルト)、門・塀、看板、広告設備、エアコン、内装(テナントが施工したもの)など
一般事業(事業所)	応接セット、キャビネット、ロッカー、パソコン、金庫、コピー機、エアコンなど
不動産賃貸業(アパート・駐車場など)	屋外の給排水ガス設備、駐車場舗装、門・塀、エアコン、自転車置き場、屋外灯、駐車場用機械設備等、その他屋外の設備など
小売店・飲食店	レジスター、テレビ、カラオケ、冷蔵庫、陳列棚、ガスレンジ等の厨房用品、エアコン、看板、自動販売機、内装(テナントが施工したもの)など
写真店	写真現像焼付設備、パソコン、デジタル複写機、エアコンなど
ガソリンスタンド	独立キャノピー、構内舗装、コンクリート擁壁、排水除外設備、屋外照明設備、給油装置、洗車装置、ホイールバルンサー、コンプレッサーなど
建設業	ブルドーザー・スキャパー等建設用大型特殊自動車、掘削機、測量機器など
理容・美容業	理美容椅子、洗面設備、タオル蒸し器、ドライヤー、テレビ、エアコン、レジスター、サインポール、内装(テナントが施工したもの)など
病院	ベッド、手術台、X線装置等の医療用機器、エアコン、給食用厨房用品、看板、内装(テナントが施工したもの)など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
自動車修理業	測定・検査工具、舗装路面、施盤、プレス、圧縮機など
娯楽業	パチンコ・スロット台、テレビゲーム機、両替機、カラオケ機器、ゴルフ練習場ネット設備、テニスコートなど
印刷業	各種製盤機および印刷機、裁断機、製本設備など
農業・畜産業	代かき機、乾燥機、サイロ、草刈機、堆肥散布機、搾乳機など

市県民税申告・償却資産の申告

1月1日現在、市内に住所があり、一定基準に該当する方は、市県民税の申告（前年1～12月の所得の申告）をする必要があります。申告は、市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の計算や所得証明書の発行に必要な重要な手続きです。申告（簡易申出書を含む）を行わないと、国民健康保険税などの軽減が受けられなくなる場合があります。申告相談の円滑な実施に向けて、早めの準備にご協力をいただきますようお願いいたします。

日程、会場、持ち物など、詳細は、広報1月号号と同時配布の「令和6年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」や税務課ホームページをご覧ください。

☎税務課市民税係 ☎22-1313



▲税務課ホームページ

■申告相談日・受付期間
申告相談は、2月8日(木)から地区別に始まり、受付時間が昨年度までと変更となりますのでご注意ください。詳細は、「令和6年度市民税・県民税申告相談のお知らせ」をご覧ください。

■各会場の入場時間について
各会場の入場時間は、午前8時からとなります。
※午前8時より前には入れませんので、会場付近に並ばないようお願いいたします。来場者の受付は午前8時の入場後に開始し、申告相談は午前9時からです。

■予定納税された方
税額の計算に必要な予定納税額が記載されているため、税務署で送付した「確定申告のお知らせ」を必ず会場にお持ちください。

■無収入などの場合の申告
昨年中に収入が無かった方や非課税所得(障害年金、遺族年金、雇用保険など)のみの方は、3月15日(金)までに「簡易申出書」を税務課に提出してください。
※郵送のほか、今回はオンラインでも受け付けます。

■領収書などの計算について
営業・農業・不動産の経費の領収書は種類(科目)ごとに「収支内訳書」にまとめて、医療費の領収書は「医療費控除の明細書」に医療機関ごとにまとめて必ず事前に計算をお願いします。
※計算がお済みでない場合、受け付けできません。

■問い合わせはお早めに
申告相談期間中は、担当職員が税務課の窓口を不在にします。申告に関するお問い合わせは、できる限り期間前までに済ませてください。

■畜産農家(肉用牛、酪農)の方
畜産農家の方は、申告に時間が掛かりますので、指定日にお越しください。夜間の部や予備日(3月14、15日)の申告はご遠慮ください。

所得税の確定申告は「e-Tax」が便利です！

☎大河原税務署 ☎0224-52-2202

■大河原税務署の確定申告受付期間

申告書作成会場への入場には混雑緩和のため「入場整理券」が必要となります。整理券は、申告書作成会場における当日配付とLINEによる事前発行があります。配付方法の詳細は、別途、国税庁ホームページなどでお知らせします。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

●場所 大河原税務署東庁舎2階

●期間 2月16日(金)～3月15日(金)※土・日・祝日を除きます。

●受付時間 9:00～16:00

■所得税の確定申告は「e-Tax」が便利です！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書の作成ができます。ぜひe-Taxを活用ください！



▲LINE公式アカウント



▲確定申告特集ページ